

半田市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第三十九号

半田市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

半田市職員通勤手当支給規則（平成十六年半田市規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「自転車」の下に「（以下「自動車等」という。）」を加える。

第十条を次のように改める。

（支給日等）

第十条 通勤手当は、支給単位期間（一月当たりの運賃相当額等（第五条第一項第三号ハに掲げる職員に係るものを除く。）及び第五条第一項第二号に定める額（第五条第一項第三号ロに掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第十三条第二項において「一月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が六万六千四百円を超えるときにあつては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。）に係る最初の月の条例第六条第二項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給定日」という。）に支給する。ただし、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、その翌月に支給する。

一 職員に新たに条例第十三条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の支給定日以後となる場合

二 職員に通勤手当の額を変更するべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の支給定日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

2 前項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第四条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

3 支給単位期間（第一項に規定する支給単位期間を除く。）又は同項に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職

員が離職の日又はその翌日（当該翌日が半田市の休日を決める条例（平成元年半田市条例第二十九号）第一条第一項に規定する市の休日にあたるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第十一条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第一項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更するべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更するべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第四条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更するべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更するべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合
市長の定める月

ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月
第十一条に次の一項を加える。

3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、市長が定める。
第十二条の見出しを「（返納の事由及び額等）」に改める。

第十三条第一項中「係る」の下に「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱ふことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同項第四号中「停職にされた場合」の下に「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十四条第二項において「派遣等」となった場合」とい

う。）」を加え、同条第二項中「交通機関に係る」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 一月当たりの通勤手当算出基礎額が六万六千四百円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に一月当たりの通勤手当算出基礎額が六万六千四百円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関）、同項第一号、第三号、第四号又は第五号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ 前項第二号に掲げる事由が生じ、第十一条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に一月当たりの通勤手当算出基礎額が六万六千四百円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関、自動車等、駐車場等）に係る通勤手当の額

第十四条の見出し中「の開始」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 月の途中において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第十四条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。